

議案第 19 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和 31 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 3 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の160」を「100分の170」に、「100分の250」を「100分の260」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。